

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>（指定養成施設の内容変更）</p> <p>第一条の二 調理師法（以下「法」という。）第三条第一号の規定による指定を受けた調理師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設立者は、生徒の定員その他の厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>（指定養成施設の入所及び卒業の届出）</p> <p>第一条の三 指定養成施設の設立者は、毎年四月三十日までに前年の四月一日からその年の三月三十一日までの入所者の数及び卒業者の数を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>（養成施設の指定）</p> <p>第一条の二 調理師法（以下「法」という。）第三条第一号第一号に規定する調理師養成施設の指定の申請は、その施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>（指定養成施設の内容変更）</p> <p>第一条の三 指定を受けた調理師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設立者は、生徒の定員その他の厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による承認の申請は、指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>（指定養成施設の入所及び卒業の届出）</p> <p>第一条の四 指定養成施設の設立者は、毎年四月三十日までに前年の四月一日からその年の三月三十一日までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に届け出なければならない。</p>

(指定養成施設の名称等の変更等の届出)

第一条の四 指定養成施設の設立者は、その指定養成施設の名称その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又はその指定養成施設を廃止したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(削る)

(通知)

第十六条 (略)

(削る)

(指定養成施設の名称等の変更等の届出)

第一条の五 指定養成施設の設立者は、その指定養成施設の名称その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又はその指定養成施設を廃止したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その旨を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(都道府県が処理する事務)

第十六条 法第三条第二項の規定により都道府県知事が行う事務は、次のとおりとする。

- 一 養成施設の指定を行うに必要な調査に関する事務
- 二 指定養成施設に関する指定取消理由の有無の調査に関する事務

(通知)

第十七条 (略)

(事務の区分)

第十八条 第一条の二、第一条の三第二項、第一条の四、第一条の五及び第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第十七条 (略)

2 (略)

(省令への委任)

第十八条 (略)

(権限の委任)

第十九条 (略)

2 (略)

(省令への委任)

第二十条 (略)